

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第180号
事故等種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成26年12月6日 16時10分ごろ
発生場所	神奈川県藤沢市江ノ島南東方沖 江ノ島灯台から真方位114° 2.7海里付近 （概位 北緯35° 16.88′ 東経139° 31.73′）
事故等調査の経過	平成26年12月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ^{アニバーサリー} Anniversary、30トン 137171、株式会社大成住宅
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ翼の曲損、船底に擦過傷 定置網 垣網の破損及びワイヤの塗膜剝離等
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、船長が操船して江ノ島南東方沖を東北東進中、船長が海面上に浮いている定置網の浮きに至近で気づき、機関を停止したものの、平成26年12月6日16時10分ごろ、江ノ島南東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。 船長は、同乗者3人の安否及び本船の状況を確認し、機関を後進にかけたが、本船が動かないので、神奈川県逗子市所在の所属マリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に連絡した。 船長及び同乗者3人は、来援した本件マリーナの救助艇に救助され、本船は、7日、本件定置網の所有者手配の作業船により引き出された後、自力で本件マリーナへ帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：波向 南西、波高 約1.0～1.5m 日没時刻：16時30分ごろ
その他の事項	本船は、GPSプロッター及びレーダーを備えていた。 船長は、本事故海域を20回以上航行した経験を有し、本件定置網の存在を知っており、事前にGPSプロッターで航行予定海域を確認していた。 船長は、本事故当時、日没が迫っていて海面上が見えにくいと感じていた。 運輸安全委員会の報告書によれば、平成20年以降、船舶が本件定

	置網に接触した事例が、3件発生している。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、江ノ島南東方沖を東北東進中、船長が、日没が迫っていて海面上が見えにくい状況下、見張りを適切に行っていなかったことから、海面上に浮いている定置網の浮きに至近で気づき、機関を停止したものの、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、江ノ島南東方沖を東北東進中、船長が、日没が迫っていて海面上が見えにくい状況下、見張りを適切に行っていなかったため、海面上に浮いている定置網の浮きに至近で気づき、機関を停止したものの、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網設置区域に接近しないよう、注意して航行すること。 ・ やむを得ず定置網設置区域の近くを航行するときは、日没前の視界が明るい時間帯に航行することができるよう、時間に余裕を持った航海計画を立てること。